

京都府内産木材の利用等の促進に関する条例(仮称)の中間案に
お寄せいただいた皆様の御意見等と府議会の考え方について

●意見募集期間

令和3年12月21日(火)から令和4年1月21日(金)まで

●意見の件数

98件 (意見提出者数は33(19個人・14団体))

[意見の概要]

- ・ 条例に対する全般的な御意見
- ・ 各条項に対する御意見

●お寄せいただいた皆様の御意見等と当該意見等に対する府議会の考え方

- この度は、京都府議会が条例制定を検討しております「京都府内産木材の利用等の促進に関する条例(仮称)」の中間案について御意見・御提案等をお寄せいただきありがとうございます。
お寄せいただいた皆様の御意見等とそれぞれの御意見等に対する府議会の考え方について、以下の表のとおりまとめましたので、御理解いただきますようお願いいたします。
(御意見等の内容は、要旨として一部要約しております。御容赦・御了承願います。)
- なお、京都府に対する具体的な施策の御提案や御要望などを多数いただいておりますが、この京都府内産木材の利用等の促進に関する条例(仮称)は、京都府内産木材の利用等の促進の「基本」となる事項(役割や責務)を定めるものですので、京都府としての「具体的な取組」は、条例制定後に、知事などの府の執行機関において、内容を検討し、実施していくこととなります。
- そのため、以下の府議会の考え方では、具体的な施策等の御提案等をいただいたものについては、その実現化の可否、是非等には触れておりませんが、この条例が可決・成立の上は、知事などの府の執行機関の取組について、しっかりと府議会として点検するとともに、必要な政策提案に努めてまいります。

条例に対する全般的な御意見			
No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
1	今回の「京都府内産木材の利用等の促進に関する条例」の制定については、全面的に賛成である。	<p>本条例案では基本理念(第3)において、森林を府民共通の財産として次代へ継承することや府民の皆様が木や森を利用することの意義等を知っていただくことを大きな柱と位置づけています。</p> <p>また、府の公共建築物等の整備に府内産木材の利用をする規定(第7)や府、府民、関係事業者、市町村等の皆様が意見交換し、府内産木材の利用等の促進を図る府民会議を設置する規定(第15)等を設けているところです。</p> <p>府内産木材の利用等の促進に関する施策は、本条例の執行を担う知事等において、具体的な施策が検討され、実施されることとなりますが、知事等による施策の実施に当たっては、府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	1
2	本条例によって京都府内産木材の利用や府内の森林の整備が進むことを期待する。		
3	先人たちが育んできた森林を府民の共有財産として次代に継承するためにも木をうまく使っていく必要がある。		
4	<p>京都府内の府内産木材の使用は、まだまだ充分ではない。京都府の森林率は、全国平均よりも高いが府内での流通、使用率は低く、林業の低迷、担い手不足、自然災害、大型の製材、乾燥、加工施設が無いなど要因は多くあると思うが、一方で京都府内には消費地としての市や町が多くあると思う。</p> <p>最近の公共建築物等は府内産木材を使用しているが、まだ不十分。民間住宅等にも補助金が出て府内産木材が使われているが、川上から川下まで、府内の業者がお互い力を合わせれば今以上に生産ができると思う。</p> <p>今回の木材利用促進条例の制定を機に、府と関連する全ての業者で協力して府内産木材の使用量を増やしたい。</p> <p>京都府の施策により、今まで以上に林業、木材、製材、加工、流通が活性化するようになればと思う。また、人と森林が関わりを持つことで森林の本来の機能を取り戻し、地域の活性化にもつながると思う。</p> <p>木材利用促進条例には、大変期待をしている。</p>		
5	府内産木材の利用拡大について講じた施策の実施状況等を府民に定期的に公表する機会を作ってほしい。	<p>京都府の森林整備や林業、木材産業等の活性化等に関する施策については、制定済の「京都府豊かな緑を守る条例(緑条例)」と今回新たに制定を目指す本条例を両輪として実施されることを想定しています。</p> <p>御意見をいただいた府内産木材の生産量や利用量の目標値は、この「緑条例」に基づき策定された「京都府森林利用保全指針」で定められております。</p> <p>府議会としても同指針の達成状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	2
6	これまでアクションプラン等で府内産木材の生産量の目標を定めてきているが、依然、目標量に達していないので、この原因を整理し今後の施策に反映することが重要である。		
7	政策の事後評価を視野に入れて、「考え方」の3ページ目に書かれた「年齢構成の平準化」について、本条例を通じて実現すべき10年後の姿をグラフに加えてはどうか。		
8	「考え方」4ページ目の府内産材率についても、安定的な木材生産を考慮する上で当面の目標となる数値を挙げてはどうか。		
9	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律が改正され、公共・民間を問わず、木材利用促進が図られることになったが、地域材の更なる木材利用が図られるよう、本条例でも木材利用の目標値を明確にして府内産木材の需要拡大につなげてほしい。		
10	本条例の目的達成のために、木材の利用計画(目標値)を明確にして、府議会でその進捗を管理してほしい。		
11	数値目標の設定や目標を達成したかどうかの検証、あるいは利用実績に関しての報告義務、情報の公開など、条例を実効性のあるものにするための項目が必要。		

12	府内産木材の利用は、脱炭素社会に向けて非常に重要で、木材の適切な管理や利用が府北部の海の豊かさにもつながるため、関係部署と連携して、木材管理・利用と海の豊かさを連動させる取り組みを更に進めるとともに、関係する予算をしっかりと確保してほしい。	木材の利用が森林の整備を促し、整備された森林は海の豊かさに資することは、本条例案に掲げる森林の公益的機能に含まれているところであり、府内産木材を利用する意義を府民の皆様に理解いただくための普及啓発の規定(第16)を設けております。 また、今回の条例案において、住宅・商業・観光施設、福祉施設等幅広く利用を促進する規定(第8)を設けており、国との連携については、府の責務規定(第4)において、国や市町村との緊密な連携について定めているところです。	3
13	「公共建築物等木材利用促進法」の改正により、一般の建築物にも国産材利用を進める国の姿勢が示されたことから、国と連動・連携した活用策を展開してほしい。	府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。	
14	木材の安定供給のため、機械化や皆伐・再造林、間伐対策の事業を強力に推進してほしい。	木材の安定供給に係る施策については、「京都府豊かな緑を守る条例」に基づく「京都府森林利用保全指針」に定められており、本条例案でも、府内産木材の安定供給を促進するための人材の確保・育成に関する規定(第10)を設けているところです。 府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。	4
15	外材や国産材は建設費は安くなるが地域経済への貢献度は低い。地域材を使うことは府内の木材産業の活性化のみならず、経済波及効果も大きく府内経済にも好循環が生まれる。こうした府内産木材を使うメリットや理由をよく考え、発注業務には目先の建設費の安さだけでなく、地域への経済波及効果の視点を反映すべきである。	府内産木材の利用は、多様な効果をもたらすものと考えており、本条例案においても、林業・木材産業等の更なる発展、地域の活性化等に寄与することを目的(第1)としているところです。 施策としても公共建築物等の府内産木材による木造化等(第7)や住宅・商業・観光施設、福祉施設等への府内産木材の利用の促進(第8)等で府内産木材の利用を促進するとともに、府の公共建築物には府内産木材の利用を原則義務化しております。	5
16	木造住宅、木造率を更に上げるため、広く府民に啓発活動と財政的援助が受けられるよう府内産木材の利用を促進してほしい。併せて府・市・町・村の公共事業には積極的に木材製品を利用するような制度を設けてほしい。管内では製材所がほぼなくなり、工務店等も困っている。また、林業従事者も年々減少しており、新規労働者の確保もままならぬ状況にある。このままでは森林を管理する事業者が無くなるおそれがあり、木材が利用されなければ木材生産をする意味がなくなる。	また、普及啓発規定(第16)に基づき府民等へ府内産木材を利用することの意義について周知が図られるよう取り組むこととしております。 府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。	

17	<p>府内中北部の林業経営者の方々は、伐倒機械等の大きな林業機械や運搬車等を導入しているが、府南部の林業経営者でこれらを導入している方々は限られている。また森林組合が設置されている市町村で組合独自の職員を配置している事例も限られ、行政職員が兼務する状態も見受けられる。我が町では素材生産業2社が協力して、森林組合からの依頼、個人所有の林地の間伐や整理、危険木の伐倒などを府や自治体の補助金を活用し、補助金の範囲内で仕事を行っているのが現状である。</p> <p>府内産木材の利用等の促進も必要だが、素材生産に対する補助金のあり方についても検討してほしい。</p>	<p>素材生産業に関する施策については、「京都府豊かな緑を守る条例」に基づく「京都府森林利用保全指針」において定められているところである。</p> <p>事業者の方々への補助金を含めた支援のあり方については、知事において、補助制度のあり方を含め、具体的な施策が検討され、実施されることとなります。</p> <p>施策の実施に当たっては、府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	
18	<p>現在の補助金制度は、大型事業体を中心としたものであり、一律に評価されていることから、林業機械を所有していない小規模な事業体には、不利になってしまう。</p> <p>補助金を活用し、機械を購入するにも資金繰りに余裕がないのが現状で、それを打破する意味も含めて、京都府南部地域の素材生産業者、製材業者、販売業者などが集い、山城eco木材供給協議会を設立させ、山城広域振興局と協力しながら活動を行い、自治体の議員と一緒に山に関する勉強会も重ねてきている。</p> <p>この協議会に加盟している業者間では、南部地域の木材流通の構想も協議し、日々一歩一歩前進しているところであるが、流通を促進させる意味からも、木材の伐倒、造材、搬出などの補助金制度の見直しを求める。</p>		6
19	<p>身近な森林資源をもっと活用すべきという意識は府民だれもが共有している。この思いを具現化する中長期的ビジョンに基づく行政施策が必要。</p>	<p>身近な森林資源を活用していくための中長期的ビジョンの策定やそれに基づく行政施策については、本条例の執行を担う知事等において、具体的な施策が検討され、実施されることとなります。</p> <p>府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	7
20	<p>本条例が有効に機能し、府内産木材を使う府民の気運が高まるようお願いしたい。</p>	<p>本条例案では、府民会議(第15)の設置や普及啓発(第16)の規定を設けており、これらの規定に基づく施策を通じて、府民等への府内産木材利用の気運が高まるよう府議会としても取り組んでまいります。</p>	8
21	<p>調査研究等(第11)の条項については義務規定となっているが、現状の府の組織には、実施体制は見受けられないし、実施にあたっての財源等も気になるところである。大学等研究機関との連携も一部に止まり、組織的に実施されていない。これらは今後検討されて、具体化されると思うが、本条項に係る学識経験者等との検討状況等を知る方法はあるのか。</p>	<p>府内産木材の利用の促進に当たっては、大規模、中高層建築物への利用をはじめ、多様な用途への利用が必要であり、そのための調査研究は重要であるとの考えのもと、本条項を設けたところである。</p> <p>条項(第11調査研究等)に基づく必要な組織体制や具体的な施策については、本条例の執行を担う知事等において、具体的な施策が検討され、実施されることとなります。</p> <p>府議会としても、施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	9

22	文化庁では「ふるさと文化財の森」事業を行っているところであるが、今回の府内産木材の利用促進において、大径木育成の支援につながる取組も検討してはどうか。	京都府の森林整備や林業・木材産業の活性化等に関する施策については、制定済の「京都府豊かな緑を守る条例(緑条例)」と今回新たに制定を目指す本条例を両輪として実施されることを想定しています。
23	木材は再生産が可能な資源である。持続可能な社会の実現に資する森林の公益的機能は重要であるため、森林を公共物として森林に対する公共投資を促進すべき。	本条例案は主に府内産木材の利用に特化した法整備を図ることで、府内産木材の利用をさらに促進しようとするものです。
24	木材を循環利用していくためには、今ある森林資源を有効活用しつつ、新たな森林として更新していく作業も必要であり、木材利用の促進とともに、森林の更新としての再造林についても考えてほしい。	森林整備については、緑条例に基づき各種施策が進められており、緑条例に基づく「京都府森林利用保全指針」で木材利用以外の森林資源に関する施策が既に定められております。
25	利用量の拡大と生産量の拡大は、京都府の林業・木材産業の持続的発展における両輪であることから、需要量を賄い得る府内産木材の生産体制(人材・設備・材価)の強化についてもう少し強く書き込んでもいいのではないかと。	森林の適正な整備を図るためには、この緑条例と今回の条例案に基づき効果的な施策が展開される必要があると考えております。
26	条例案としては木材の利用促進が中心となっているが、利用促進を目指すには、第一次産業の力がもっと必要であり、国の補助や行政の支援が必要不可欠である。	府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。
27	<p>特用林産物や木質バイオマス利用は今後ますます比重が大きくなるため、森林資源の循環的利用に資する木質バイオマス利用促進と特用林産物の安定供給のための小規模な流通加工設備(1.5次加工施設)の整備促進、林地台帳と山林地図のセットでの調査整備支援、育成単相林等の区分毎の利用等の促進に係る施策を講じるとともに、これらに合致した高密度路網の整備、森林・林業全体の境界確定、GIS統合等でのデジタルの活用の支援をいれるべき。</p> <p>DX自体を目的にしてもだめだが、森林・林業は特にDXの恩恵が大きい。国や市町村及び関係機関と協力し、台帳や地図整備と同時にを行うことはもちろん、GISへの統合ができると品質管理や生産性向上、補助金関係の事務費用削減等、不正の摘発、森林資源の循環的利用に大きな利点がある。京都府の特徴でもある社寺林を含めた里山林の利用や木質バイオマス利用は生活者目線ではとても比重が大きな分野であり、本条例目的においては影響が大きい。</p> <p>木材の利用等を促進していく上でも、生活に密接な森林・林業の裾野が広がることは、人材育成や人材募集の観点からも有効と考える。</p>	

28	<p>「地域の活性化、森林の公益的機能の持続的な発揮、木の文化の継承及び快適で癒しをもたらす府民生活の実現」を目指す上では、伐採加工され、流通する木材のみならず、森林資源(山側)をどう扱うかが重要となる。京都府内は、国全体と比較して相対的に天然林が多いことやこれまで森林資源が活用されてきた歴史的、文化的背景は京都府の強みであり特徴であると捉えるならば、区分設定を明確にし、区分毎の利用を促すことが必要で、これら区分を包含する単語は「木材」ではなく「森林資源」であるため、現行の主題及び内容を、「木材の利用等」を包含する「森林資源の利用等」とすることで、条例の目的や理念を漏れなく表現しうることから題名を「京都府内産木材森林資源の利用等の促進に関する条例」とすべきではないか。</p> <p>また、これに併せて次の点を修正するべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定義(第2)のところは府内産木材ではなく、府内産木材森林資源とするべきではないか。 ・定義(第2)の(7)の木材関連事業者と(8)の森林資源関連事業者は重複箇所が多く、森林資源関連事業者の役割はあるが、木材関連事業者の役割の記載はないことから林業・木材産業等を森林・林業・木材産業等に対応させるならば、森林資源関連事業者に一本化するのが適当と考える。 ・第3章を第2章に含めて章名をなくすべき。 	<p>木材等の森林資源の循環利用により、森林の公益的機能を将来にわたって発揮させていくためには、御指摘のとおり、森林利用保全の視点も不可欠です。</p> <p>京都府では、主に森林の整備・保全を目的とした「京都府豊かな緑を守る条例(緑条例)」が既に制定されており、緑条例や緑条例に基づく「京都府森林利用保全指針」において、天然林等の森林区分に応じた整備・保全、流通加工施設の整備、木質バイオマスや特用林産物の有効活用等に対する考え方が、主に山側・供給側の視点で定められているところです。</p> <p>今回の条例案は府内産木材の需要の拡大を図ることで、伐採期を迎えた府内の森林の循環利用を促し、森林の公益的機能の発揮、府内の林業・木材産業、地域の活性化を、主に需要側の視点から目指していこうとするものです。</p>	11
29	<p>目的(第1)において林業、木材産業等の更なる発展をあげているが、「林業・木材産業」は「森林(の保全)」のためであるのではなく、需要側の要求に応じた産業。施業の仕方やエネルギー利用によっては、「森林の公益的機能の持続的な発揮」や「木の文化の継承…」を阻害することが多方面で指摘されており、本条例が掲げる複数の目的と相反する結果を招くことのないようにするため「林業・木材産業等」とすることは誤解を招く表現であり、優先順位の問題もあるが好ましいものとは言えない。</p> <p>林野庁の木材課題の資料の主題も、「森林・林業・木材産業」であり、「林業・木材産業」ではない。もし、本条例が森林の多面的機能の発揮等をうたわず、あくまでも「林業・木材産業」の振興にのみ焦点が当てられているのであれば、現行の文面で良いと思われるが、そうなると目的に記した「公益」云々の大義名分は削除するか目立たないようにしなければならない。</p>		12
30	<p>府内産木材活用に当たっては、林業者の採算、CO2の長期固定効果、木材の使用量を考えると構造材にできるだけ多く活用すべきである。構造材は、木材市場では、チップや合板用などの木材に比べ、2.5～3倍の値段で売れるため、林業の採算性の面からも地域貢献効果が大きく、後に大事な植林などにもつながりやすい。しぼり丸太などに代表される、銘木といわれる仕上げ材はもっと高価だが、分量と、使用量が伸びず、広い森林整備につながらないので、構造材の活用が一番現実的と思う。</p> <p>構造材の多くは、仕上げでは見えなくなる半面、変色や、節などのある木材の活用も多くできるメリットもあると思う。</p>	<p>林業従事者の方々の採算性、地域への経済効果、木材の有するCO2の長期固定効果等の面から、御指摘のとおり木材使用量がより多い構造材に府内産木材が活用されることが望ましいと考えており、本条例案における府内産木材の利用は、建築物へのA材(主に製材用)の利用が主として進むことを目指しております。</p> <p>府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	12

31	<p>建築物への木材利用については一定の材質が要求されるが、その基準設定と担保は府が事業で行うのか。</p>	<p>建築物への木材利用に当たっては、建築基準法等の法令等に基づき、当該建築物に適合した強度や材質が求められるところだ。</p> <p>京都府内の木材関連団体においては、府内産木材の性能や品質基準を日本農林規格(JAS)に準じて定めており、本条例案で、こうした取組による建築物等における府内産木材の利用を促進するため、調査研究等(第11)の条項において、府は、府内産木材に関する指標、規格等の必要な情報を収集、整理、分析及び提供する旨の規定を設けることとしております。</p> <p>具体的な取組については、当該規定を踏まえ、本条例の執行を担う知事等において効果的な施策が検討され、実施されることとなります。</p> <p>府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	13
32	<p>現在、かなりの事業者がコスト削減に取り組んでいるが、削減にも限界がある。人材育成・機械の更新導入にはかなりの経費が必要であり、木材の利用促進を図るには価格の変動に左右されない府の強力な支援が必要である。</p>	<p>京都府の森林整備や林業・木材産業の活性化等に関する施策については、制定済の「京都府豊かな緑を守る条例(緑条例)」と今回新たに制定を目指す本条例を両輪として実施されることを想定しています。</p> <p>府内産木材の主要な供給側の施策については、緑条例に基づく「京都府森林利用保全指針」で定められており、また、本条例案でも、府内産木材の安定供給の促進等に関する規定(第10)において、林業・木材産業を担う人材の確保及び育成をしていくこととしており、御指摘の点につながる取組については、当該規定を踏まえ、条例案の執行を担う知事等において効果的な施策が検討され、実施されることとなります。</p> <p>府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	14
33	<p>第6に関して、「条例制定に当たっての基本的な考え方、検討経過等」に記載されているとおり、天然林の利用できる面積が人工林のそれに比べ多いが、支援は人工林が主となっており、公益的機能から考えると天然林の方が守られていくべき存在である。また、府民の認識を変えて、山の保全が行われるよう四季を感じられる森に入りやすい道づくりの支援を考えて、ゆくゆくは所有している山の保全につなげてほしい。</p> <p>また、軽トラなどで運送可能な、簡易に製材できる簡易製材機を設置できれば、より多くの木材を活用できると思うので支援が必要。</p>	<p>京都府の森林整備や林業・木材産業の活性化等に関する施策については、制定済の「京都府豊かな緑を守る条例(緑条例)」と今回新たに制定を目指す本条例を両輪として実施されることを想定しています。天然林、人工林に応じた森林整備の考え方は、緑条例に基づく「京都府森林利用保全指針」で定められているところです。</p> <p>府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	15

34	<p>木材の安定供給について、価格の割に外材のほうが含水率やグレーディングが優れているため、作業効率の面から外材の利用率が高いと思われる。外材が割安な原因には国産材の歩留まりが50%といわれていることに対して外材はほぼ100%であることが挙げられる。これは外材の製材工場が一貫して様々な用途で木材を利用すること、オートメーション化による生産量の大きさなどが考えられる。一方日本は木材の利用方法で工場が異なるため、利益につなげにくい。打開策としては日本ならではの生産、製材、加工業者などの各工場が連携し、捨てる材料を少なくし、歩留まりを上げ、各々の売上げを上げる方法が考えられる。ただし、これは府内産木材のみ適用しては賛同できる工場が少ないので、導入は府内産を含まなくてもできるようにしなければならない。価格で欧米に勝つ方法のひとつであると考え。</p> <p>また、国産材が利用されにくい理由として、乾燥技術の低さ、大型乾燥施設を導入しにくい状況がある。高気密高断熱の住宅が増える現在、乾燥がしっかりしていない木材は選ばれないが、人工乾燥では得られない天然乾燥の良さがあることから逆に天然乾燥を売りにする方法もあると思う。自分はビニールハウスでの乾燥を実行しているが、もっと流行れば良いと思う。天然乾燥を主流にするには、多少収縮や割れ等を許容できる文化にしていかなければならない。工業製品ではなく天然素材であるという認識を府民に理解してもらう必要がある。</p>	<p>本条例案では、木材乾燥などの技術等の向上については、大学その他の研究機関と連携した新たな技術等の調査研究が実施されるよう、調査研究等(第11)の規定を設けており、加工・乾燥施設の整備等については、制定済の「京都府豊かな緑を守る条例」に基づく「京都府森林利用保全指針」において定められています。</p> <p>また、府内産木材の利用を促進するため、本条例では、相談体制の整備等に関する条項(第12)、府民会議の設置に関する条項(第15)を設け、木材関連事業者の方々の連携を図っていただきたいと考えており、御指摘の点を含めた取組については、こうした規定を踏まえ、本条例の執行を担う知事等において、具体的な施策が検討され、実施されることとなります。</p> <p>府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	16
35	<p>基本的な考え方において、「府内の木材需要に比べ得る府内産材の供給がなされているとはいえない状況にある」という部分と「府内産木材の新たな需要の開拓を図るなど、その利用を促進する」ということは矛盾するので需要開拓については削除すべき。併せて府内産木材の安定供給の促進(第10)は基本的な考え方にあるように、府内の需要に对应していないのだから、府内産木材の輸出制限又は府有林の輸出禁止を実施するとすべきだし、調査研究等(第11)の「需要の開拓に資する新たな技術等」という部分について府内の需要に对应していないのだから早成樹の検討、皆伐方式の研究に注力すべき。</p>	<p>この部分については、府内の木材需要に対し、「府内産」木材の需要は十分でないという趣旨であり、府内産木材の安定的な需要を開拓することで木材需要全体に占める府内産木材の割合も増加し、そのことが供給体制の拡大にもつながるものと考えております。</p>	17
36	<p>森林所有者等が立てる森林経営計画の要件の見直しを要望する。上位計画に一致させて作る計画なので、林野庁の方針に沿った計画になっていくことはわかるが、実行段階で絵に描いた餅になって意味がない。特に林班計画、区域計画、属人計画のいずれも、集約化のハードルが高すぎて実行困難で、どうしても限られた事業体だけの制度となってしまう。森林について、関心を持ち森林事業に意欲をもつ新規参加者にとっても、使い勝手の良い制度に工夫していただきたい。</p>	<p>森林経営計画は森林法に基づき、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画であり、国により要件が定められております。</p> <p>京都府の森林整備や林業、木材産業等の活性化等に関する施策については、制定済の「京都府豊かな緑を守る条例(緑条例)」と今回新たに制定を目指す本条例を両輪として実施されることを想定しています。</p> <p>森林の対策に関する御指摘の点については、この「緑条例」に基づき策定された「京都府森林利用保全指針」に定められており、当該指針に基づき、京都府の施策が進められているところです。</p>	18
37	<p>なぜ、木材を地産地消しなければならないのか。現状の認識で、京都府下には住宅建築用の木材製品生産者が存在せず、府下の6~7社の製材所か製材機を持つ木材生産者が受注を受けて生産するに止まっているのが現状で、これらの企業のみでの生産が増えることになるので、一部の生産者のみへの利益誘導の条例になるのではないのか。</p>	<p>府内産木材の利用については、目的規定(第1)や基本理念(第3)等にあるように、京都府内から産出される木材の利用等が、府内の林業、木材産業の発展や地域の活性化、災害防止、地球温暖化防止等の森林の公益的機能の発揮などにつながるという理念のもと、こうした理念が実現されるよう、府内産木材の利用促進を図っていくものです。</p>	19
38	<p>地域産材を他府県で使用する際にも補助金を付けている地域があるが京都府内産木材を府下の製材所で製材し、府下の木材流通業者を通してしか販売・使用できないというのは何を狙っているのか。</p>	<p>京都府内産木材の定義は府内の森林で伐採された樹木を材料とする木材であるため、製材所等を府内に限定するものではありません。</p>	20

39	国産材の利用促進が言われて久しい。京都府内産にこだわらず、国産材の利用促進を京都から発信するべきではないか。	国産材については、国において「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき利用促進が図られているところです。 この条例案は、林業・木材産業等の更なる発展、地域活性化、森林の公益的機能の持続的な発揮、木の文化の継承及び快適で癒やしをもたらす府民生活の実現を目的に、国産材のうち特に府内産木材の利用の促進を図ろうとするものです。	21
各条項に対する御意見			
＜第2 定義に関する御意見＞			
No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
40	木材等となっているが、竹は京都の文化であり、竹を守り、竹の利活用を広げようと努力しているため、きっちりと「竹」と表現してほしい。	本条例の定義規定(第2)に竹を含む木材以外の「特用林産物」を定義しております。 この特用林産物については、生産の振興の規定(第14)を設け、生産体制の強化、新たな販路及び需要の開拓その他の必要な施策の実施に努めることとしています。	22
41	森林の公益的機能の定義(第2)には、生物多様性の保全という観点が入っていない。人間が整備する森林だけが公益的機能を果たしているとは思えない。	森林の公益的機能の例示として「土砂の流出又は崩壊の防止、水害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止、健康の増進、良好な景観の形成」とし、それ以外の機能は「その他」に含まれている形としております。 これは、主に森林整備・保全を目的とする「京都府豊かな緑を守る条例」に定める定義と整合性を図るもので、生物多様性の保全が公益的機能から外れるものではありません。	23
42	定義(第2)の(3)は他と異なり目的(第1)に記載がないので、(2)に統合してはどうか。	第2の定義については、その文言を、条例中で重ねて使用するために定義するもので、条例の構文上、必要なものと考えております。	24
＜第3 基本理念に関する御意見＞			
No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
43	基本理念(第3)の2は、多様な樹木が生育する森林により、水源かん養、防災・減災機能の公益性が確保されている事実が欠落している。 木材生産に特化した育成林の整備だけでは森林の公益的機能の持続的な発揮は困難であり、育成林だけでなく広葉樹の森林の再生と維持と相まって初めて森林の公益的機能や生態系が維持される。 京都府森林利用保全指針では、広葉樹林については、原則として自然力に委ねると定めている。それは即ち、野生の生き物の食物連鎖、栄養循環に委ねることであり、それにより森林の公益的機能が持続的に発揮されることを踏まえ、育成林の整備並びに野生の生き物を養うことができる広葉樹の森の再生・維持の両立を図る条例とすべきと考える。	基本理念(第3)の2において、森林の公益的機能の例示として、土砂の流出等の防止や地球温暖化防止を挙げておりますが、御指摘のとおり森林の公益的機能はそれだけではないことから、条例案の定義規定(第2)において、それらを明記しているところです。 また、森林整備については、「京都府豊かな緑を守る条例(緑条例)」に基づき各種施策が進められ、緑条例に基づく「京都府森林利用保全指針」で御指摘のとおり森林整備の考え方が示されており、環境保全に配慮した利用保全も図ることとするなど、森林整備や利用保全は緑条例で定められています。 本条例案は主に府内産木材の利用に特化した法整備を図ることで、府内産木材の利用をさらに促進しようとするものです。 森林の適正な整備を図るためには、この緑条例と今回の条例案を両輪として森林の保全と利用の両立を図っていく必要があると考えております。	25
44	広葉樹の森が我々人間にもたらしてくれるものとして、豊かな水や野生動物と人間が住み分けできる場所又は防災機能がある。放置されている人工林を針広混合林に変えていくことで豊かな生態系を取り戻すことになり、そうすることで自然豊かな森林を次代に継承できる。基本理念(第3)の2にこの事を加えてほしい。		

45	<p>放置された人工林などが台風などで倒木、土砂崩れ、水害など人命に係る災害が頻発している現状に不安を抱いている。府内産材の木材を使う等により放置人工林の問題が解決されるのであれば府民の安全な生活には欠かせないことだと思う。</p> <p>かつては木材として利用する為に植栽されたものがなぜこのように荒廃したのかを検証し、対策してほしい。</p> <p>森林は、伐採方法次第でかえって災害を大きくするし、大型重機を入れるための大規模林道は山が崩れる原因になるのではないかと。また、山全体がスギやヒノキだけの単一な樹木、同年齢の樹木ばかりになると根の張り方などが単一になり土砂災害が大規模になるのではないかと心配。</p>	<p>基本理念(第3)の2において、森林の公益的機能の例示として、土砂の流出等の防止や地球温暖化防止を挙げておりますが、御指摘のとおり森林の公益的機能はそれだけではないことから、条例案の定義規定(第2)において、それらを明記しているところです。</p> <p>また、森林整備については、「京都府豊かな緑を守る条例(緑条例)」に基づき各種施策が進められ、緑条例に基づく「京都府森林利用保全指針」で御指摘のとおり森林整備の考え方が示されており、環境保全に配慮した利用保全も図ることとするなど、森林整備や利用保全は緑条例で定められています。</p> <p>本条例案は主に府内産木材の利用に特化した法整備を図ることで、府内産木材の利用をさらに促進しようとするものです。</p> <p>森林の適正な整備を図るためには、この緑条例と今回の条例案を両輪として森林の保全と利用の両立を図っていく必要があると考えております。</p>
46	<p>基本理念(第3)の2には木材の使用方法のみに重点が置かれていますが、府民の共通の財産を次代に継承するのであれば、将来的にどんな森林であるべきかの展望も是非示してほしい。使用されずに放置されていた人工林の伐採跡地は森林の公益的機能を十分に発揮できるよう植栽樹種の選定なども考慮してほしい。</p>	
47	<p>2016年「京都府豊かな森を育てる府民税」が5年間徴収される予定だったのがこの先も延長されることになった。また、国税の「森林環境譲与税」も各自治体に配られているが、これらの税を活用し、本来山が持っている機能を十分に発揮して、祖先の方々が残してくれたように百年先にも豊かな水、きれいな空気、多様な生物が命を育み、府民が四季折々の山の景色を愛でて身も心も豊かになれる森を次代に引き継いでほしい。</p>	
48	<p>木材を産出する現在の京都府内の山の状況を見ると、良質な木材を継続して産出するには放置された人工林があまりに多すぎる。放置林の間伐皆伐を進め、元の健康な山に戻すのが先決だと思う。</p> <p>また、材木の搬出時に大きな林道を作ると、その道が野生動物たちを人の居住区に引き寄せる原因になり、また大きく山を削ることが土砂崩れ等のより大きな災害につながってしまう。</p> <p>環境負荷をかけない林業を進めるとともに、将来世代に現在の水資源をゆずり渡していけるように、水源の森を守り維持する取組も定めてほしい。</p>	

49	森林・木材の二酸化炭素を固定する機能は金銭に換えられない自然の財産であるが、この財産を守るためにも、公共建築物に木材を率先利用する仕組みが必要。例えば、建築物の一定割合は木材利用を義務付けするなど確実に利用が図れるようにすべき。	御指摘の点については、まず基本理念(第3)の2において脱炭素社会の実現等による地球温暖化の防止その他の森林の公益的機能の持続的な発揮に資するものであることに鑑み、森林を府民共通の財産として次代に継承することを旨として、行われなければならないとし、その趣旨を反映するとともに、木材利用については、本条例案において、公共建築物等への府内産木材による木造化(第7)、住宅、商業・観光施設、福祉施設等への府内産木材の利用促進(第8)として規定を設けております。 なお、本条例は、府内産木材の利用の促進を主な目的としており、林業・木材産業の発展による地域の活性化を基本理念の1番目としていますが、条例案の3つの基本理念には序列があるものではありません。 また、御指摘の脱炭素社会の実現等の課題に関しては、別途「京都府地球温暖化対策条例」により必要な取組がなされているところです。	26
50	SDGsな社会を構築するために、京都府が率先して木材利用の推進、普及を図ることで京都の都市イメージや企業イメージがアップするようにしてほしい。		
51	SDGsの目標達成や2050年脱炭素社会の実現など、世界全体が一丸となって取り組むべき課題がある中で、条例が策定されることの意味を考えた場合、基本理念(第3)の1項目は世界共通の課題解決への貢献とすることが、本条例が府民に理解を持って受け入れられるために必要ではないか。林業や木材産業の活性化はこのための手段との位置づけだと思う。		
52	段落設定のため、第3の1を(1)、2を(2)、3を(3)とすべきではないのか。	この中間案では、条例の構文上、条にあたる部分を第〇とし、項に相当する部分を数字で、号に相当する部分をかっこ書きの数値で表しているものです。	27
53	基本理念(第3)の2に林道の開設とあるが、「森林の整備や森林資源の循環的利用」のためには森林作業路が必要で、森林作業路は通常低コストで開設されるが、定期的な管理をしなければ路体の崩壊等が発生した際の処置が後手にまわり費用負担が増大するため、「開設」と同等かそれ以上に費用がかかる「維持」ないし「利用」を明記すべき。	この林道の開設等については、森林の整備の具体例として列挙したもので、御指摘のとおり森林の整備には林道の維持や利用にもつながるものと考えておりますが、様々な整備につながる事業がある中で森林法の文言なども参考に例示しております。	28
54	基本理念(第3)の2に「樹木が根を張り巡らすことによる」とあるが、「土砂の流出又は崩壊の防止」は樹木が根を張り巡らすこと以外に、地形や地質に適した路網の設計整備、適切な間伐、林層の別、排水施設の整備状況等も影響するため「樹木が根を張り巡らすことによる等の作用で」とすべき。	御指摘の部分については、「整備された森林」に含まれる部分かと思われます。ここでは樹木が根を張り巡らすことを例示するもので、限定したものではありません。	29
< 第4～6 責務規定に関する御意見 >			
No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
55	府の責務規定(第4)について、府は、関係法令、計画等の整合性のもと、実行性のある森林関係施策を進めることを求める。 府は、森林資源関連事業者が森林の公益的機能を理解し、関係法令を遵守するよう指導・監督する責務があることを明記するよう求める。 森林資源関連事業者の役割規定(第6)について、森林資源関連事業者は、森林の公益的機能の重要性を理解し、関係法令を遵守しなければならないことを明記するよう求める。	府が関係法令に基づき施策を進めることや森林資源関連事業者が関係法令を遵守し、府が当該事業者に関係法令を遵守するよう求めることは、府条例の責務規定(第4)に定めるまでもなく当然のことと考えます。 府議会としても関係法令にのっとり、施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。	30

56	<p>森林環境譲与税を財源として、適切な森林の維持管理や木材利用の促進が行われることとなり、木材利用の取組が積極的に行われることが期待されているが、まだまだ地元産の木材を使用した施設の建設や整備の事例は少ない。また、府内産木材のサプライチェーンの構築も未成熟であるなど、実際に木材利用を実施・検討する際に必要となる情報が不足していることが課題となっているため、条例制定後に府・府民・事業者等の役割等を具体的に決定しないと効果をなさないと考える。</p>	<p>この条例案では、責務規定(第4～第6)において、府、府民等、事業者等の役割を明記するとともに、府民会議(第15)を設置して府・府民・事業者等の連携を図ることとしているところ。こうした規定を踏まえ、府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	31
<p><第7 府の公共建築物等の府内産木材による木造化規定に関する御意見></p>			
No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
57	<p>府の公共建築物等の府内産木材による木造化(第7)は、府補助金を活用した市町村施設の整備にも適用されるのか。</p>	<p>本条項(第7)については、府が自ら整備する場合を規定しており、市町村が主体となる補助事業については対象となりません。</p>	32
58	<p>新築だけではなく、駅や公共建築物の改装時に内装の木質化を働きかけることで、京都らしさや和の雰囲気演出できるだけでなく、一般の方々の目に留まることで木材のよさの再認識につながるのではないかと。</p>	<p>府の公共建築物等の府内産木材による木造化(第7)の2において、新築か否かを問わず、公共建築物等の整備に当たっては、府内産木材の利用による木質化に努めることとしています。</p>	33
59	<p>大型木造施設には、大断面集成材やCLTが欠かせないが、多量の木材の確保が困難な京都府では、これらの生産施設の建設は期待できないことから、内装材の利用に目を向けるべきではないかと。</p>		
60	<p>第7の1の中で「木造化」とあるところは、「木造・木質化」とするべきではないかと。付加価値が高く多くの産業が潤い、山元に還元される金額も大きい内装材を使うことに関して、より明確に位置づけてほしい。</p>		
61	<p>京都府が類似の法律や条例がある中で条例を策定しようとしていることに、意思を強く感じるところであるが、その意思を反映させるため、府が整備する公共建築物については、ただ、単に木材を使用するところを府内産木材にするだけでなく、中高層建築物についてもモデル的に木造建築物とするほか、他の材質からなる部材の代用として木材が利用できる部分は府内産木材を利用するなどの積極的な対応を図り、今回の条例化の意思を反映していただきたい。 さらにその施策を、市町村の公共建築物や補助金を交付する民間建築物にも拡大していけば、「府内産木材の利用」がさらに拡大し、京都府全域で条例の趣旨が活かされていくことと思う。</p>	<p>府の公共建築物等の府内産木材による木造化(第7)において、公共建築物等の整備に当たっては、原則として府内産木材の利用を義務化しております。また、住宅、商業・観光施設、福祉施設等への府内産木材の利用の促進(第9)において、府内産木材の利用を促進するとともに、中高層建築物への府内産木材の利用の促進のため、木造建築物の設計施工に係る人材育成(第9)や新たな技術等の調査研究(第11)を定めております。 知事等による施策の実施に当たっては、府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	34
62	<p>公共事業の計画は数年前からわかっていることから、木造化する建物は早めに林業者に告知し、生産計画に反映しやすくすべきである。 面積、規模が決まれば、府内産木材が活用できる木材量の概要がつかめるため、伐採計画や植林計画に反映しやすくなる。 一次産業の現在の事情から、柔軟な生産体制は確保しにくいことと、逆に、時期の前後があっても、木材は少し先に伐採しても品質が大きく落ちるわけではない(伐採、乾燥後は強度が上がっていく性質を持っている)ので、入札とは別の工程で、府内産木材の活用計画の前もった発信が必要である。</p>	<p>府の公共建築物等の府内産木材による木造化(第7)において、公共建築物等の整備に当たっては、原則として府内産木材の利用を義務化しておりますが、併せて、府内産木材の安定供給の促進等に関する条項(第10)において、府は、木材関連事業者がそれぞれ行う生産、加工、流通、備蓄等について体制整備その他必要な施策を実施する旨定めております。御指摘の点につながる取組については、当該規定を踏まえ、本条例の執行を担う知事等において、効果的な施策が検討され、実施されることとなります。 公共建築物を含め、多くの建築物等で府内産木材の利用が促進されるように、知事等による施策の実施に当たっては、府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	35

63	府の公共建築物等の府内産木材による木造化等(第7)の1において、「府が整備する建築物その他の工作物であって、公共の用又は公用に供するもの」という部分と2の「前項に定めるもののほか、公共建築物等の整備」という部分はどう違うのか不明。また「木造化」と「木質化」はどう違うのか不明。	木造化は建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、木質化とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することを言います。 また、第7の1及び2にある「公共建築物等」は第7の1で定義しているように、「公共の用又は公用に供するもの」をいい、意味に違いはありません。 府の公共建築物等の府内産木材による木造化等(第7)の1の規定の趣旨は、府が整備する公共建築物等については原則として府内産木材による木造化を義務とし、2において、公共建築物等の整備に当たっては、木造化の実施如何にかかわらず、木造化する場合は木造化と併せて、木造化しない場合でもできるだけ府内産木材の利用による木質化に努めることとするものです。	36
64	現行流通している既製品では、含水率、ヤング係数など木材の性能を表示したものもあるが府内産木材では生産されていない。しかも府内産木材のほうが割高である。公共の建築物においてもまた民間の建築物にも高い値段の建築物を強いることになるのではないかと。	京都府内の木材関係団体では、府内産木材の性能や品質基準を日本農林規格(JAS)に準じて定めており、本条例案で、これらの取組みによる建築物等における多様な用途への府内産木材の利用を促進するため、調査研究等(第11)の条項において、府は、府内産木材に関する指標、規格等の必要な情報を収集、整理、分析及び提供を行う旨の規定を設けることとしております。 また、府の公共建築物等の府内産木材による木造化等(第7)において、府は府内産木材の利用による木造化を行うこととしておりますが、府内産木材の利用に当たっては、建設費用が安価ということだけでなく、府内への経済波及効果などの地域活性化への貢献度や森林の公益的機能の維持など、様々な効果を考慮する必要があると考えております。	37
＜第9 木造建築物の設計及び施行に係る人材の確保及び育成規定に関する御意見＞			
No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
65	木造建築をコーディネートできる人材の育成を図り、公共建築物の木造化を進めてほしい。	本条例案では、木造建築物の設計及び施工に関する人材の確保・育成に関する条項(第9)を設け、木造の建築物の設計及び施工に関する事業を行うものとしているほか、相談体制の整備等に関する条項(第12)や府民会議の設置に関する条項(第15)を設けております。 御指摘の点を含めた取組は、こうした規定を踏まえ、本条例の執行を担う知事等において、具体的な施策が検討され、実施されることとなります。	38
66	一級建築士の資格をとるには実務経験等も必要で、高度な知識、技術を習得した学生や建築士の確保、育成は難しい問題である。 一方で、全国的に老朽インフラの増加が問題になっており、今後、様々な住宅改修、建て替えが必要な中、耐震性の高い住宅や地球温暖化防止や省エネルギーに対応した住宅、そして通気性が良くCO2吸収を促す木造建築物が注目されるだろう。 また、木造建築物を建設する際、府内産木材を使用することで京都府内の林業、製材業、輸送会社など地元の事業所の利益になるほか、木材の地産地消により、木材を森林から建設現場へ輸送する距離が短縮されることで、輸送コストやCO2排出量が軽減され、地球温暖化防止にも資する。 さらに従事者が夢をもち、働きやすくやりがいがあるよう、また、特に建築職への女性雇用の促進のためにも、建築職場の就労環境を整備することも重要である。	本条例案では、木造建築物の設計及び施工に係る人材の確保及び育成に関する条項(第9)を設け、住宅のほか、商業施設、大規模・中高層施設等の幅広い建築物において府内産木材の利用が進むよう、建築物の設計や施工に携わる方々に対して木造設計や木造建築に関する知識や技術の習得に向けた施策を行うとともに、多様な用途への府内産木材の利用が促進されるよう調査研究等(第11)を行うこととしています。 御指摘の点を含めた取組は、こうした規定を踏まえ、本条例の執行を担う知事等において、具体的な施策が検討され、実施されることとなります。	39

＜第10 府内産木材の安定供給の促進規定に関する御意見＞

No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
67	<p>高性能林業機械による森林整備が主流になりつつあるが、この業務に就く場合、事業主は法令に基づき「特別教育」を行わなければならないとされており、特別教育は事業主自らが行うことも可能だが、教育機関に委託するのが普通である。しかし、府内では車両系木材搬出機械に関する特別教育を行う教育機関はなく、府が行うグリーンワーカー研修は複数の資格取得を目的としており、単独の資格取得には対応していない。この条例制定を契機に、林業従事者が必要な資格を取得できる環境整備が行われ、京都府の森林整備が安全かつ効率良く進められるとともに、京都の木を使用した建築物が増えることを期待する。</p>	<p>府内産木材の安定供給の促進等に関する規定(第10)において、林業・木材産業を担う人材の確保及び育成をいくこととしており、御指摘の点につながる取組については、当該規定を踏まえ、本条例の執行を担う知事等において、効果的な施策が検討され、実施されることとなります。 府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	40
68	<p>中間案第10においてうたわれている「人材の確保・育成」は喫緊の課題。特に、現場を担う労働者の他産業並みの年収確保や社会的地位の向上は、必要不可欠な取り組みであり、それにつながる前向きな施策展開をしてほしい。</p>		
69	<p>府内産木材の利用拡大を図るためには、川上から川下までのサプライチェーンのレベルアップが必要。そのためには生産量の拡大とともに、加工施設の整備に対する施策を充実してほしい。</p>	<p>府内産木材の安定供給の促進等に関する条項(第10)において、府は、木材関連事業者がそれぞれ行う生産、加工、流通、備蓄等について体制整備その他必要な施策を実施する旨定めており、御指摘の点に関する取組については、当該規定を踏まえ、本条例の執行を担う知事等において、効果的な施策が検討され、実施されることとなります。</p>	
70	<p>安定供給のためには人材だけでなく、設備の拡大・増強が不可欠と考える。木材産業事業者による施設の拡大・設備の更新への行政の補助を実施すべき。</p>	<p>府議会としても、施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	
71	<p>府内における出荷材受入側の施設基盤は様々であり、地域によって脆弱な出荷体制の中で林業経営を行っている。府内産の木材流通(サプライチェーン)において、搬出路、輸送体制、出荷に要する距離及び経費等の関係から地域的な不公平が生じないよう、配慮ある取扱いと関連規定の整備をしてほしい。</p>		41
72	<p>府内産木材を使用したいとき、すぐに手に入れられる供給体制の整備・充実が必要。</p>		
73	<p>木材利用について、用途に対して適切な材が使用されることが理想だが総量として産出された木質資源量が確保できても各用途に対する需給量を満たせるのか疑問。</p>		
74	<p>令和元年度の府内産木材需要量が30%で推移し、外材・他県材と三つ巴状態の中、府内産木材にしかできない付加価値をPRし、利用促進を目指すべき。ただ、需要量が大幅に増加しても供給が追いつかないため、人手不足及び林業機械導入の問題を解消することが必要。</p>		

75	<p>木材として利活用できる天然林を伐採(皆伐)し、資源(薪や原木等)として活用する。併せて再造林を行うために樹種転換(針葉樹のスギ・ヒノキ)植林や路網整備が必要だが、それらを推進するに当たり行政等からの支援がないと困難である。</p>	<p>森林整備については、「京都府豊かな緑を守る条例(緑条例)」に基づく「京都府森林利用保全指針」で、天然林や人工林に応じた森林整備の考え方が示されており、森林の適正な整備を図るためには、この緑条例と今回の条例案を両輪として森林の保全と利用の両立を図っていく必要があると考えております。</p> <p>府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	42
76	<p>府内産木材の安定供給の促進(第10)の2の必要な調整を的確に行うことができる体制の整備は具体策がみえない。情報連絡体制なら不要である。</p>	<p>第10の2に規定する「必要な調整を的確に行うことができる体制の整備」は、単に情報連絡を図るためのものではなく、府において、木材関連事業者の方々が担う加工業、流通業等の事業間連携を促すことで、府内産木材の需給状況等を把握するなど、必要な府内産木材が的確に提供できるような体制を整備し、府内産木材が利用される機会を増やしていくことを目指すものです。</p>	43
77	<p>地域産木材の使用率を上げるために公共建築物等の地域産木材仕様書の明示や、地域企業への建設工事の参入も雇用も含め明確な指針を示されることを要望する。「地産地消」を今後も推進することで持続可能な森林経営を目指す必要性を考え、豊富な森林資源を適材適所に使用することで、地域産木材の安定提供ができる体制を構築できるような助成を要望する。</p>	<p>府の公共建築物等の府内産木材による木造化等(第7)において、公共建築物等の整備に当たっては、原則として府内産木材の利用を義務化することとしておりますが、公共建築物等における府内産木材の使用量や公共建築物等の整備に係る建設工事等の基準につきましては、本条例の執行を担う知事等が定めることとなります。</p> <p>また、府内産木材の安定供給の促進等に関する条項(第10)において、府は、木材関連事業者がそれぞれ行う生産、加工、流通、備蓄等について、体制整備その他必要な施策を実施する旨定めております。</p> <p>御指摘の点については、本条例の執行を担う知事等において、検討・実施されることとなります。</p> <p>府議会としても具体的な取組について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	44
78	<p>森林整備事業のほとんどは府の予算で執行される事業で、市町村にもある程度独自で施策を展開できるようになったが、まだ緒についたところである。</p> <p>供給側の問題としてはインフラの不足を感じる。インフラは多岐にわたるが、特に基盤となる情報インフラ不足は、自治体関係者、森林所有者、森林管理受託者、素材生産者、また自伐林業家などにとって、大きな障害。京都は地籍調査の遅れが著しく、特に山林地籍調査の進展は今後も期待できる状況ではない。隣県の兵庫県は意欲的に調査測量を行っており、地籍調査が困難であれば林相や地形などを点群データで集積する3D測量などを山林地域へ大胆に展開してほしい。</p>	<p>府内の林業の活性化には、府内産木材の需要を伸ばすだけでなく、府内産木材の生産供給体制を整備していく必要があると考えています。</p> <p>京都府の森林整備や林業、木材産業等の活性化等に関する施策については、制定済の「京都府豊かな緑を守る条例(緑条例)」と今回新たに制定を目指す本条例を両輪として実施されることを想定しています。</p> <p>森林対策に関する御指摘の点については、この「緑条例」に基づき策定された「京都府森林利用保全指針」に定められており、当該指針に基づき、京都府の施策が進められているところです。</p>	45

＜第11 調査研究等の規定に関する御意見＞

No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
79	外材に取って代われる加工生産体制の充実に向けて、大学等と連携して、加工・乾燥施設の整備や技術向上施策を展開してほしい。	<p>技術等の向上については、大学その他の研究機関とも連携した、新たな技術等の調査研究が実施されるよう、調査研究等(第11)の規定を設けております。また、加工・乾燥施設の整備等については、既に制定済の「京都府豊かな緑を守る条例」に基づく「京都府森林利用保全指針」でも定められております。</p> <p>御指摘の点を含めた取組は、こうした規定を踏まえ、本条例の執行を担う知事等において、具体的な施策が検討され、実施されることとなります。</p> <p>府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	46
80	調査研究等(第11)について、齢級に応じた府内産材率の将来予測やそれに基づく齢級構成のシミュレーションを行い、より精緻な利用促進策につなげてはどうか。		
81	調査研究等(第11)について、「森林の公益的機能」の経済評価を行い、外国産材と比べて高価な府内産材を用いても費用対便益に優れることを実証し、一層の普及促進につなげてはどうか。		
82	木材利用促進のネックとしては、建築基準や消防、製造物責任に係る関係法令もあることから、木材の持つ欠点の解消のための研究を進め、すり合わせを行う必要がある。		

＜第13 未利用間伐材等の有効活用規定に関する御意見＞

No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
83	木材が、バイオマス等の燃料材需要に影響され、A材としての価値が下がるのは本末転倒であり、A材としての価値が適正に評価される施策を期待する。	<p>本条例案における府内産木材の利用は、建築物へのA材(主に製材用)の利用が主として進むことを目指しております。</p> <p>また、木質バイオマスの有効活用の条項(第13)を設けておりますが、これは、最終的に利用される見込みのない間伐材等が利用されることで、府内産木材が無駄なく、多様な用途・場面で利用される仕組みを生み出したいという考えにより設けたものです。</p>	47
84	未利用間伐等の有効活用(第13)については、未利用間伐の利用の難しさを考慮しているのかが疑問。間伐材の利用が環境に良いものと一般的に認識されているが、間伐材の利用は①集材コストが全伐に比べてかかる。②そもそも道がないため集材できない。③集材コストがかかるわりには安価でしか売れない。という点が難しい。 現在の人工林の作り方では切り捨て間伐もやむをえないと考えるが、それを無理して搬出するのは問題。バイオマスとして燃料を多く使う方法で搬出し、バイオマス燃料として瞬間的にエネルギー変えてしまうより、切り捨て間伐によりゆっくりと木を分解していくほうが環境負荷は少ないと思える。環境負荷が高い方法で搬出し、バイオマスとして利用するのは矛盾していると思う。「間伐材の利用を勧める」というのは全国的にも聞くところだが、京都府から変えてほしい。「府内産木材の利用促進」は大いに賛成であるが、未利用材の利用は無理に推し進める必要はないと考える。		
85	府内産木材の利用については、A材、B材に加え、C材の利用について地産地消の地域材の主役であるという位置づけをどこかでうたってほしい。		

＜第15 府民会議規定に関する御意見＞			
No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
86	府内産材だけでなく、木材の利用を図るためには、まず公共施設の木造化を進めることが重要で、それが進まない原因を整理して、民需の開拓を行うことが必要。そのためには、府民会議をより実効性のあるものにするのが重要。これまでに行政において木材利用を促進するための横断的な組織を設置されたと聞くが結局機能していない。	府民会議の条項(第15)において、府、府民等、森林資源関連事業者、市町村等が意見を相互に交換し、関係機関相互の緊密な連携の下で府内産木材の利用等の促進に関する施策を実施するよう規定しております。 この府民会議が有効に機能するよう、府議会としても、しっかりと点検してまいります。	48
87	民間での府内産の向上のために補助金などの制度の拡充だけでなく、いままで利用に熱心ではなかった分譲を主とするような地域のビルダーに「使いたい」と思われる必要があると考える。ソフト面としては、府内産のブランド化や環境効果の周知。ハード面では、どのような府内産材であれば安定的に供給されるかを、林業、製材・流通を巻き込んで建築側に理解してもらう取組が必要。		
＜第16 普及啓発規定に関する御意見＞			
No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
88	普及啓発(第16)について、「考え方」1ページに書かれた「森林の公益的機能」の多面性を理解するために学校教育等で活用できるツールを開発してはどうか。	木育については、普及啓発の条項(第16)において、その機会を確保するよう努めるとし、具体的な施策については、府の執行機関において施策が検討され、決定・実施されることとなります。	49
89	普及啓発について、「木育の機会の確保」は非常に重要で、特に幼少期から木に触れ合う機会や、学校教育の中での理解と実体験が特に有効であることから、農林や建設関係の施策ばかりでなく、教育関係の施策展開をしてほしい。	府議会としてはこれらの施策が知事部局だけではなく、他の執行機関とも連携を図りながら進めることが望ましいと考えており、執行機関の取組についてしっかりと点検してまいります。 また、御指摘の点は、本条例案の基本理念(第3)において、府民等の皆様に、木や森を利用することの意義についての理解を深めていただき、その自発的な取組が一層推進されることを条例の柱の一つと位置づけており、普及啓発の条項(第16)により、そのための施策が推進されるよう、施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。	
90	木育を進める場として府立学校(府立高校)などを活用してはどうか。市町村と連携して、小中学校でも木育の機会を持ってもらいたい。		
91	普及啓発(第16)において森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、その機能を再生・維持するための生態系を保全する必要があり、木を伐採した跡地に苗木を植えて成長を待つだけでは、大雨や台風の度に倒木・土砂崩れ等の災害が発生するおそれがある。 木や森を利用するだけでなく、森に暮らす多種多様な生き物たちの役割が重要であることを、広く普及・啓発することを求める。		
92	国内の中でも、京都は急斜面地が多く、林業の生産性が上がりにくいことから、府内産木材の値段がかなり高い側面がある。ただ、九州などで行われた皆伐が生産性が高い反面、その後の治水、土砂崩れなどに悪影響が出ていると言われていることから、間伐を行っていくことも提言されている。また、間伐を適切に行った方が、治水上好影響をもたらすことも論じられていること、材料として、地産材が輸入材などに比べて、腐朽、蟻害に強い材料となる優位性などから、生産者に安易に府内産を安くする努力を強いるのではなく、地域の環境、治水、材料の良さなどから、府内産材の適切な値段を設定し直し、府民の理解を深める施策も同時に強化すべきだと思われる。既存のウッドマイレージ制度などで、CO2の削減なども同時に行うとより効果的だと思う。	御指摘のとおり、府内産木材の価値を向上するためには、森林の公益的機能の維持や府内産木材の優位性等の観点から、府民等の皆様に府内産木材を利用することの意義に関する理解を深めていただくことが重要と考えており、普及啓発(第16)の規定を設けているところです。 府議会としても施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。	50

93	森林資源活用の意義についての情報を周知するとともに、実際に森林・木に直接触れる機会を増やす普及啓発の場を設けてほしい。	<p>木育については普及啓発の条項(第16)において、その機会を確保するよう努めるとしておりますが、具体的な施策については、府の執行機関において施策が検討され、決定・実施されることとなります。</p> <p>府議会としてはこれらの施策が知事部局だけではなく、他の執行機関とも連携を図りながら進めることが望ましいと考えております。</p>	51
94	府民が普段より体験(木材製品の加工)などが出来る場所を通常設置したら関心や楽しみが増え、参加してもらえるのではないかと。		
95	第16の木育に関しては賛成。木の文化を幼少期より育てるべきだと思う。そのためにも保育所や学校にはより多くの木材を用いるべきである。これの導入が難しいのは「木は均一でなく、安全性の保障をしかねる(説明が難しい)」という点もあると考える。ただ、現在の多様性の考え方からいくと、不均一でないものの容認は幼少期より育むべき(大人は学ぶべき)で、木材の利用は寛容な心さえ育むと考える。		
96	産業としての取組は認知されると思うが、府民へは義務について疑問に思う人が多いのではないかと。	<p>本条例案は、府民の方々へ府内産木材の利用を義務づけるものではありません。本条例案の基本理念(第3)において、府民等の皆様に、木や森を利用することの意義の理解を深めていただき、その自発的な取組が一層推進されることを条例の柱の一つと位置づけており、普及啓発の条項(第16)により、その施策が推進されるよう、施策の実施状況について、しっかりと点検し、必要な政策提案を行ってまいります。</p>	52
<第17 財政上の措置規定に関する御意見>			
No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
97	第17は不要だと思う。コストの無駄だし、これを目指している団体は少ないと考える。これにかかるコスト(顕彰代、考案する時間やそれにかかわる人件費(府職員含む)、訪問しなければならぬ交通費)などをざっと見積もっても10万は超えるだろう。それを公共施設の木質化にあてたほうが良い。府の実績としてはわかりやすく必要のように感じるが、無駄はこの際切っていったほうが良いと思う。	<p>府内産木材の利用に関し、特に優れた取組を行った方々への顕彰は、府が顕彰を行うことにより、その対象となった方々の府内産木材の利用に関する知識、技術、ノウハウも併せて発信することにより、府内産木材の利用をさらに促進していくために必要と考えております。御指摘の点は、他の既存の表彰制度の活用による経費節減を含め、本条例の執行を担う知事等において、実施方法が検討されることとなります。</p>	53
<第18 財政上の措置規定に関する御意見>			
No	御意見等の要旨	府議会の考え方(案)	答番
98	財政上の措置の内容を規則等により明確にしてほしい。	<p>財政上の措置については、実態に応じた措置をとっていく必要があるため、規則等によって定めるものではなく、実際の予算等において反映していくものと考えております。</p>	54